

情報のページ

※今号の「情報のページ」は21～17頁です。

募集

保健師・助産師・歯科衛生士(会計年度任用職員)を募集

☎(260)5609 すくすく子育て課
いずれも採用時期▶4/1以降 定員若干名 申
①②3/15(火)までに履歴書を保健福祉センターすくすく子育て課へ直接持参。※後日、面接を実施①保健師・助産師▶おおむね4か月までの乳児がいる家庭の訪問/勤務日数▶週1回以上(応相談)/賃金▶時給1,640円/②歯科衛生士▶1歳6か月児・3歳6か月児健診などでの歯科診察介助および歯科保健指導/勤務日数▶月2回木曜日8:30~12:00または13:00~16:30/賃金▶時給1,854円。

催し

ふれあいプラザ 1コイン教室

☎(269)1580 柳橋ふれあいプラザ
いずれも 定員 柳橋ふれあいプラザ 定員18歳以上(④は60歳以上) 定員各先着24人 費各回500円 持運動ができる服装、汗拭きタオル、飲み物 申直接または電話で。※市の所管は施設課/①健康体操▶リズムに乗って楽しく身体を動かす 日3/12~4/2の毎週土曜日いずれも10:15~11:00/

②ピラティス▶腰痛、冷え性、肩凝りの改善 日3/15~4/5の毎週火曜日いずれも10:15~11:00/③のびのびストレッチ▶ストレッチで全身をほぐす 日3/15~4/5の毎週火曜日いずれも11:15~12:00/④シニアヨガ▶少しでも運動をしたい人にお勧め 日3/17~4/7の毎週木曜日いずれも15:00~16:00/⑤リラックスヨガ▶座位のポーズを中心に全身を満遍なく動かす 日3/18~4/8の毎週金曜日いずれも14:00~15:00。

就職活動支援セミナー~ハローワーク活用術

☎(260)5135 産業活性課
日3/16(水)10:00~11:30 場市役所第1分庁舎 定員就労希望者 定員先着5人 場ハローワーク大和職員 持筆記用具 申3/10(木)までに電話で。※失業認定における求職活動実績の対象となります。

大和市子ども会連絡協議会写真展

☎(260)5226 こども・青少年課
令和3年度大和市子ども会連絡協議会の活動を写真で展示 日3/22(火)~28(月)9:00~21:00 場イトーヨーカドー大和鶴間店2階催事場(下鶴間1-3-1) 申不要。

健康普及員月例ウォーキング

☎(260)5663 健康づくり推進課
「大和市ウォーキングマップ」を利用して歩く/いずれも 日10:00~12:00(雨天中止) 場大和市健康普及員 持飲み物、帽子 申不要/自然の森・さくらの散歩道コース▶ 日4/9(土) 場中央林間東急スクエア前(中央林間4-12-1)集合・解散/北部神社・仏閣めぐりコース▶ 日5/14(土) 場つきみ野駅前集合・解散。

エンディングノートを配布

☎(260)5622 おひとりさま政策課

市は、高齢の一人暮らしの人などが抱える終活に関する精神的な不安を解消するため、「エンディングノート」を配布しています。これは、人生を振り返り、自分自身に関する情報や希望などを記載して残すための冊子です。また、家族が遠方に住んでいるなどの理由で、もしものときにノートを見つけてもらえない心配がある人は、市がお預かりしますので、ご相談ください。配布冊数▶6,400部(なくなり次第終了)/配布場所▶市役所情報公開コーナー、保健福祉センターおひとりさま政策課、各分室・連絡所、各コミセン。



パソコン楽々塾

☎(263)8600 シルバー人材センター
いずれも 日希望日時を基に調整(1回2時間まで・①②は全2回) 場ペテルギウス内大和市民活動センター 日希望日の3日前(土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに電話で。※市の所管は人生100年推進課/①はじめようパソコン▶起動終了、保存、マウスの操作などを学ぶ 対初心者 定先着1人 費5,000円 持筆記用具、ノートパソコン/②相続税をエクセルで試算▶エクセルで例題を用いて学ぶ 対終活を検討中の人 定先着1人 費5,300円 持筆記用具、ノートパソコン/③パスタなんでもレッスン▶パソコン、スマートフォン、タブレット端末の個別指導。テーマを決めて学習 対初心者~中級者 定午前、午後各先着1人 費1時間1,200円(別途テキスト代)/④パスタなんでも相談▶パソコン、スマートフォン、タブレット端末の設定、操作、問題対応などの個別相談 日午前、午後各先着1人 費1時間1,200円(別途テキスト代)/⑤訪問サービス▶訪問指導。パソコンなどの⑦操作学習、⑧トラブル対応 日⑦3,000円、⑧3,500円。

お知らせ

子育て世帯への臨時特別給付金の申請は3/31(木)まで

☎(260)5608 こども総務課
新型コロナウイルスの影響で、高校生相当年齢までの児童を養育する世帯に給付金を支給しています。この給付金は、市から児童手当を受給している世帯などを除き申請が必要です。また、昨年9月(高校生のみを養育する世帯は10月)以降今年2月末までに離婚等により児童の養育者となったものの給付金を受給していない人も対象になる場合があります。詳しくは市のホームページをごらんください/支給額▶児童1人につき10万円 申3/31(木)(消印)までに原則郵送で〒242-8601保健福祉センターこども総務課へ。※今年3月に児童が出生したなどの理由がある場合は4/30(土)(必着)まで。

確定申告書等の提出・納税はお早め

☎(262)9411 大和税務署
申告期限が間近になると窓口が混雑します。申告書は早めに作成し、直接または郵送で〒242-8567中央5-14-22大和税務署へ/所得税(復興特別所得税を

含む。以下同じ)・贈与税の申告と納税▶3/15(火)まで/消費税(地方消費税を含む。以下同じ)(個人事業者)の申告と納税▶3/31(木)まで。※所得税や贈与税、消費税は、申告期限を過ぎると延滞税や加算税の納付が必要になる場合があります。※簡単で便利な振替納税をご利用ください。オンライン提出も可能です。詳しくは国税庁のホームページ「ダイレクト納付の手続」をご確認ください/確定申告分振替納付日▶所得税:4/21(木)、消費税(個人事業者):4/26(火)。

配当所得等に係る市・県民税は所得税と異なる課税方式を選択できます

☎(260)5232 市民税課
上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴取ありの特定口座)などは、所得税では総合課税で申告し、市・県民税では申告不要制度適用とするなど課税方式が選択できます。詳しくは市のホームページをごらんください。

バイクや軽自動車の廃車手続きなどは3月中旬

☎(260)5231 市民税課
軽自動車税(種別割)は、毎年4/1を基準に所有者に課税されます。廃車、名義変更、住所変更をした人は3/31(木)までに手続きをお願いします。※盗難に遭った場合は警察へ届け出た後、手続きをしてください 日原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(フォークリフト、耕運機など)は市役所市民税課へ問い合わせ。詳しくは市のホームページをごらんください。125ccを超える二輪車は神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所☎050(5540)2037へ問い合わせ。三輪・四輪(660cc以下)の軽自動車は軽自動

車検査協会神奈川事務所相模支所☎050(3816)3120へ問い合わせ。

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の延長

☎(260)5231 市民税課
税制改正により、環境性能に優れた軽自動車を取得した場合の、翌年度の軽自動車税(種別割)にかかる軽減措置を令和5年度まで延長します。適用車両などの区分が電気自動車や営業用の乗用車両に限定されるなど、要件が変わります。申請などの手続きは不要です。詳しくは市のホームページをごらんください。

令和4年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

☎(260)5238 資産税課
令和4年度の固定資産税の納税者は、標記の帳簿を縦覧することで、所有する資産の課税台帳に登録された価格と市内のほかの土地または家屋の価格を比較できます 日4/1(金)~5/31(火)8:30~12:00・13:00~17:00(土・日曜日、祝日を除く) 場市役所資産税課 持運転免許証など公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類(代理人の場合は委任状も)。

令和4年度福祉タクシー利用券の申請

☎(260)5665 障がい福祉課
日身体障害者手帳の上肢・内部障害1級、下肢・体幹・視覚障害1・2級、療育手帳A1・A2、IQ35以下および精神障害者保健福祉手帳1級に該当する市内在住者(自動車税の減免や自動車燃料費の助成を受けている人、施設に入所している人を除く) 日身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、窓口で手続き

をする人の印鑑 日4/1(金)から直接保健福祉センター障がい福祉課へ(土・日曜日、祝日を除く8:30~12:00・13:00~17:00)。※代理申請も可。なお、4月第1・2週は窓口が大変混み合います。

市域で起こった災害の写真・体験談を募集

☎(278)3633 つる舞の里歴史資料館
過去に市域に影響を及ぼした災害の内容と人々の対応を明らかにするために、地震、噴火、風水害、異常気象、疫病などの災害に関する写真や体験談を募集します。収集した内容の一部は来年度刊行予定の『(仮)大和市の災害史』に収録し、その後も市史編さん用の資料として活用します 日5/8(日)まで。※募集する写真・体験談の概要、応募方法など詳しくは市のホームページをごらんください。

引っ越しごみの処分の手配はお早め

☎(269)1511 廃棄物対策課
☎(260)5498 生活環境保全課
引っ越しで不要になる家具や家電製品などの粗大ごみは、早めに処分の手配をしてください。家電製品のうちテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、家電リサイクル法などの対象となるため、市では処分できません。処分先が分からない場合は、廃棄物対策課へお問い合わせください。また、年度末は不法投棄が増加する時期です。不法投棄を見つけたら、日時、場所、投棄された物、投棄した人の車の車種・色・ナンバーなどを大和警察署☎(261)0110または市役所生活環境保全課へお知らせください。



大和市は自主財源を確保するため、「広報やまと」に広告を掲載しています。

